

会長候補選出に関する細則

2025年12月5日
制定

(目的)

第1条 この細則は、オープンアクセスピリオジトリ推進協会会則（平成28年7月27日制定）（以下「会則」という。）第6条2の規定に基づく会長を選出するため必要な事項を定めることを目的とする。

(会長候補)

第2条 会長候補とは、会則第6条2に基づき通常総会で選出される候補の会員を指す。

2 未定の会長を選出する前々年度中に会長候補の選出を行う。

(立候補)

第3条 すべての会員は、会長候補に立候補することができる。

2 会長候補に立候補しようとする会員は、当該選挙の告示後指定期間内に文書でその旨を会長に届け出るものとする。

(被選挙権)

第4条 すべての会員は、次項に掲げる場合を除き、被選挙権を有する。

2 ある会長候補選挙において選出された会員は、立候補しない限り、次回会長候補選挙においては被選挙権を失い、次々回会長候補選挙において被選挙権を回復するものとする。

(選出方法)

第5条 会長候補を会員の投票により原則として5会員選出する。

2 上位5位までの会員を選出する際に、上位2位以下において、選出の境界で得票数が同数の会員がある場合は、それらの会員は選外とする。
3 会長候補となった会員の合議により就任予定年度を調整する。
4 選出された会員は、候補を辞退できないものとする。ただし、真にやむを得ない事由により候補会員から辞退の申し出があった場合は、総会での審議により、これを認めることができる。

(投票)

第6条 会員は5票の投票権を持つ。

- 2 会員は、立候補した会員に対して投票を行い、投票した場合は各1票を行使し、残りの票を行使して異なる候補会員に対する投票を行う。
- 3 有効票・無効票・無投票の多寡に関わらず、単純多数決で決する。

附 則

- 1 この細則は、2025年12月5日から施行する。
- 2 第2条2にかかわらず、初回の会長候補選出は2025年度の通常総会までの間に実施する。
- 3 前項において、第4条2にかかわらず2016年度から2025年度まで会長にあった会員は、立候補しない限り、被選挙権を持たないものとする。